

議第74号 呉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」といいます。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 条例改正に係る法の改正の内容

(1) 災害援護資金に係る償還金の支払猶予の規定

「市町村は、災害等のやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができること」が令に規定されていましたが、償還金の支払猶予制度は災害援護資金の貸付けを受けた者にとって償還計画を考えるに当たっては重要な制度であり、法律上明確であることが望ましいことなどを踏まえ、法に規定されました。

(2) 災害援護資金の償還免除事由の拡大

災害援護資金の償還免除事由として、死亡又は重度障害の場合が規定されていましたが、これらに加えて、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときについても、災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとされました。

(3) 報告等

市町村は、法の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができることとされました。

(4) 市町村における合議制の機関

市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされました。

3 改正の内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡又は重度障害であるか否かの判定が困難な場合には、「呉市災害弔慰金等に係る意見聴取会開催要綱」により医師や弁護士の有識者により構成される意見聴取会において意見を聴取していましたが、これに替えて災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する調査審議を行うため、呉市災害弔慰金等認定審査会を置くも

のとします。

(2) 法及び令の一部改正に伴う所要の規定の整理をします。

4 施行期日

公布の日